※別表1は、令和6年5月1日に改正しております。

調査基準価格（最低制限価格）・失格判定基準価格の算出方法の改正について
（建設工事・建設工事に関連する業務委託・製造請負）

建設工事、建設工事に関連する業務委託及び製造請負の契約の一般競争入札における調査基準価格（最低制限価格）及び失格判定基準価格の算出方法について、以下のとおり改正します。

なお、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用の別については、各公告文に明示します。

1．改正後の調査基準価格の算出方法

（1）原則　（市川市低入札価格調査制度に関する要綱（以下「低入要綱」という。）第2条第2項関係）

> 調査基準価格は、別表第1に定める契約の区分に応じて、予定価格算出の基礎となった額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格に別表第1に定める上限割合を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に当該上限割合を乗じて得た額、入札書比較価格に別表第1に定める下限割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に当該下限割合を乗じて得た額）から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第3に留意するものとする。

※「入札書比較価格」とは、予定価格の110分の100に相当する額をいいます。（以下同じ。）

（2）例外　（低入要綱第2条第3項関係）

> 調査基準価格は、入札書比較価格に、当該契約の区分に応じ、別表第1に定める上限割合を乗じて得た額から入札書比較価格に別表第1に定める下限割合を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

2．改正後の失格判定基準価格の算出方法　（低入要綱第3条第2項関係）

> 失格判定基準価格は、別表第2に定める契約の区分に応じて、予定価格算出の基礎となった額（1円未満切捨て）の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第3に留意するものとする。

※設計金額が 1 億円を超える建設工事、建設工事に関連する業務委託の案件については、上記の金額に満たない価格で入札した者に加え、低入要綱別表第2に定める予定価格算出の基礎となった額のいずれかについて、入札に際して提出した内訳書の当該費用の額が下回る者も失格となることに留意すること。

（低入要綱第3条第3項関係）

3．改正後の最低制限価格の算出方法　（市川市最低制限価格制度に関する要綱　第3条第1項関係）

> 上記「1．改正後の調査基準価格の算出方法」の例により算出した額とする。

4．改正適用日　　令和5年4月1日（同日以降に公告する一般競争入札から適用する。）

以上

別表第１（第２条関係）　※別表１は、令和6年5月1日に改正しております。

<table>
<tr><th colspan="2">契約の区分</th><th colspan="4">予定価格算出の基礎となった額</th><th>上限割合</th><th>下限割合</th></tr>
<tr><td colspan="2">建設工事の請負の契約</td><td>直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額</td><td>共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額</td><td>現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額</td><td>100分の92</td><td>100 分の75</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建設工事に関連する業務委託の契約</td><td>測量業務</td><td>直接測量費の額</td><td>測量調査費の額</td><td>諸経費の額に
100分の50を乗じて得た額</td><td>－</td><td>100分の82</td><td>100 分の60</td></tr>
<tr><td>建築関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額</td><td>特別経費の額</td><td>技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額</td><td>諸経費の額に100分の60乗じて得た額</td><td>100分の81</td><td>100 分の60</td></tr>
<tr><td>土木関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額</td><td>直接経費の額</td><td>その他原価の額に100分の90を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額</td><td>100分の81</td><td>100 分の60</td></tr>
<tr><td>地質調査業務</td><td>直接調査費の額</td><td>間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額</td><td>解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額</td><td>諸経費の額に100分の50を乗じて得た額</td><td>100分の85</td><td>100 分の66.6</td></tr>
<tr><td>補償関係コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額</td><td>直接経費の額</td><td>その他原価の額に100分の90を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額</td><td>100分の81</td><td>100 分の60</td></tr>
<tr><td colspan="2">製造の請負の契約</td><td colspan="4">100分の60</td><td>100分の80</td><td>100 分の60</td></tr>
</table>

別表第２（第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">契約の区分</th><th colspan="4">予定価格算出の基礎となった額</th></tr>
<tr><td colspan="2">建設工事の請負の契約</td><td>直接工事費の額
に 100 分の 75
を乗じて得た額</td><td>共通仮設費の額
に 100 分の 70
を乗じて得た額</td><td>現場管理費の額
に 100 分の 70
を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額
に 100 分の 30
を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建設工事に関連する業務委託の契約</td><td>測量業務</td><td>直接測量費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>測量調査費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>諸経費の額
に 100 分の 40
を乗じて得た額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>建築関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>特別経費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>技術料等経費の額
に 100 分の 60
を乗じて得た額</td><td>諸経費の額
に 100 分の 60
を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>土木関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>直接経費の額
に 100 分の 80 を
乗じて得た額</td><td>その他原価の額
に 100 分の 90
を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額
に 100 分の 30
を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>地質調査業務</td><td>直接調査費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>間接調査費の額
に 100 分の 80 を
乗じて得た額</td><td>解析等調査業務費の額に 100 分の 75
を乗じて得た額</td><td>諸経費の額
に 100 分の 40
を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>補償関係コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>直接経費の額
に 100 分の 80
を乗じて得た額</td><td>その他原価の額
に 100 分の 90
を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額
に 100 分の 30
を乗じて得た額</td></tr>
</table>

別表第３（別表第１・第２関係）

１　建設工事の請負の契約

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等

２　測量業務委託の契約

項目名	左に含む費目
直接測量費の額	直接測量費
測量調査費の額	測量調査費
諸経費の額	間接測量費、一般管理費等

３　建築関係建設コンサルタント業務委託の契約

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
特別経費の額	特別経費
技術料等経費の額	技術料等経費
諸経費の額	直接経費、間接経費

４　土木関係建設コンサルタント業務委託の契約

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
直接経費の額	直接経費（積上計上するものに限る。）
その他原価の額	間接原価、直接経費（積上計上するものを除く。）
一般管理費等の額	一般管理費等

５　地質調査業務委託の契約

項目名	左に含む費目
直接調査費の額	直接調査費
間接調査費の額	間接調査費
解析等調査業務費の額	解析等調査業務費
諸経費の額	業務管理費、一般管理費等

６　補償関係コンサルタント業務委託の契約

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
直接経費の額	直接経費（積上計上するものに限る。）
その他原価の額	間接原価、直接経費（積上計上するものを除く。）
一般管理費等の額	一般管理費等

補足資料

❶ 調査基準価格の算出方法（建設工事の場合）

※最低制限価格制度の場合は、「調査基準価格」を「最低制限価格」と読み替えてください。

(1)低入札調査要綱別表第１に定める予定価格算出の基礎となった額の『①合計額』を計算する。

直接工事費の97%の額（1円未満切捨て）	『①合計額』
共通仮設費の90%の額（1円未満切捨て）	
現場管理費の90%の額（1円未満切捨て）	
一般管理費等の68%の額（1円未満切捨て）	

(2)「調査基準価格の範囲」を計算する。

予定価格（税抜）の92%の額	…『②上限額』
予定価格（税抜）の75%の額	…『③下限額』

(3)『①合計額』と、『②上限額』・『③下限額』の比較を行う。

『①合計額』が、『②上限額』と『③下限額』の範囲内の場合は、
→『①合計額』を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。

『①合計額』が、『②上限額』を超える場合は、
→『②上限額』を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。

『①合計額』が、『③下限額』を下回る場合は、
→『③下限額』を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。

(4)「調査基準価格（税込）」の決定

（3）で算出した価格に110%を乗じたものを調査基準価格（税込）とする。

(5)「調査基準価格（税抜）」の決定

（4）で算出した価格の110分の100で算出したものを調査基準価格（税抜）とする。

❷ 失格判定基準価格の算出方法（建設工事の場合）

(1)低入要綱別表第2に定める予定価格算出の基礎となった額の『合計額』を計算する。

直接工事費の75%の額（1円未満切捨て）	『①合計額』
共通仮設費の70%の額（1円未満切捨て）	
現場管理費の70%の額（1円未満切捨て）	
一般管理費等の30%の額（1円未満切捨て）	

(2)「失格判定基準価格（税込）」の決定

（1）で算出した「①合計額」から千円未満の端数を切り捨てた額に110%を乗じたものを失格判定基準価格（税込）とする。

(3)「失格判定基準価格（税抜）」の決定

（2）で算出した価格の110分の100で算出したものを失格判定基準価格（税抜）とする。

※建設工事に関連する業務委託、製造の場合も同様です。(1)は別表第1・2により読み替えて下さい。